

て取り崩されていないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の八月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）によって管理されていること。

積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の全額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかった場合 積立金の全額

四 前項第二号イの規定により選択した額を納付せず、かつ、繰越積立残額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が同号イの規定により選択した額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回った場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額以上百分の四・五百に相当する額未満である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の二・二五に相当する額

ロ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の二・二五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

八 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

3

(交付金の交付の申請)

第十二条 法第五条第一項の規定による交付の申

請は、農林水産大臣が定める期日までに、交付申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤強化法第十三条第一項に規定する認定農業者、基盤強化法第十四条の五第一項に規定する認定就農者若しくは特定農業団体であることを証する書類又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織にあつては第三条各号の要件を満たしていることを証する書類

二 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

三 第十三条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(決定の通知)

四 第十四条 法第七条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(第二条から第五条まで 削除)

(大豆交付金暫定措置法施行規則の廃止)
第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則（昭和三十六年農林省令第六十号）は、廃止する。

(第十三条第一項第二号イに規定する額の納付（第十三条第一項第二号イに規定する額の納付の特例）

立てる申出の期間等の特例)
第九条 熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域内に住所を有している者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十二年度における積立てを行う旨の申出（平成二十三年度において行われるものに限る。）につき同条第二項第三号に掲げる場合に該当することとなり取り崩された積立金についての同条第一項第三号本文の規定の適用については、当該積立金は、法第四条第一項の交付金の交付を受けるまでの間ににおいて取り崩されていなかつたものとみなす。

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例)

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例)
第十一条 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域内に住所を有している者が前条の規定により読み替えて適用される第十三条第一項第一号の申出（平成二十三年度において行われるものに限る。）につき同条第二項第三号に掲げる場合に該当することとなり取り崩された積立金についての同条第一項第三号本文の規定の適用については、当該積立金は、法第四条第一項の交付金の交付を受けるまでの間ににおいて取り崩されていなかつたものとみなす。

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例)

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例)
第十二条 平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十三年度において麦に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。）の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十四年度において麦に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。」の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

(平成二十四年度における麦に係る生産面積への換算の特例)
第十三条 平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十四年度において大豆又はてん菜に係る生産面積への換算の特例）

(東日本大震災に伴う積立ての申出の期間等の特例)

(東日本大震災に伴う積立ての申出の期間等の特例)
第十一条 青森県（八戸市及び上北郡おいらせ町に限る）、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県（十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町に限る）及び長野県（下水内郡栄村に限る。）の区域内に住所を有している者が平成二十三年度において行う第十三条第一項第一号の規定による納付についての同号イの規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十四年度における大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜

に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成十九年八月三十一日」とする。

(平成二十年岩手・宮城内陸地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十年度における積立ての申出の期間等の特例)

(平成二十年度における「同年度」と、「当該交付前年度の七月三十一日」にとあるのは「平成二十三年度における」と、「当該交付前年度の七月三十一日に」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とす

る。とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日に」とあるのは「平成二十三年度における」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とす

ままで」とあるのは「平成二十一年四月一日から同年七月三十一日まで」と、「同項第二号イの「の交付前年度における」とあるのは「平成二十三年七月三十一日」にとあるのは「平成二十三年八月三十一日」にと、「当該交付前年度の七月三十一日に」とあるのは「平成二十三年八月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とす

る。とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日に」とあるのは「平成二十三年七月三十一日」にとあるのは「平成二十三年八月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とす

に關し附則第十二条の規定による読み替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量とすることができる。
第十四条 平成二十六年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十五年度において麦又は大豆に係る生産面積への換算の特例）
 平成二十六年度において麦又は大豆に係る同一号の交付金の交付を受けた者に限る。の麦又は大豆についての第七条の規定の適用について
 同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、麦にあつては「平成二十四年産の麦の生産量を、同年産の麦に関し附則第十四条の規定による読み替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」として農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量とあるのは、「平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆の生産量を、それぞれ平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆に關し附則第十四条の規定による読み替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。
 （平成二十九年七月九州北部豪雨の被災者に係る積立金の納付期限の特例）
第十五条 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害が発生した時において、当該災害に際し灾害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十二条第一項第二号イの規定による平成二十九年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用について、「の交付前年度」とあるのは、「令和二年八月三十一日」とする。
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年三月三〇日農林水産省令第六六号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年七月三日農林水産省令第六一號）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年九月三十日）**
 この省令は、「の平成二十九年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは、「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは、「平成二十九年九月三十日」とする。
 （平成三十年硫黄山噴火に伴う積立ての申出の期間等の特例）
第十六条 宮崎県えびの市並びに鹿児島県伊佐市及び姶良郡湧水町の区域内において農業経営を営む者が行う第十二条第一項第一号の規定による平成三十年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による同年度における法律施行規則（次条において「新規則」といふ。）第十三条の規定は、平成二十年産の対象農産物（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定

三十三年四月一日から同年八月三十一日まで）と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは、「の平成三十年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは、「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは、「平成三十年十月一日」とする。
 （平成三十年七月豪雨に伴う積立金の納付期限の特例）
第十七条 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県の区域内に住所を有している者が行う第十二条第一項第二号イの規定による平成三十年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、「の平成三十年十月一日」とあるのは、「平成三十年十一月一日」と、「当該交付前年度における」とあるのは、「の平成三十一年十一月一日」とあるのは、「平成三十年十月一日」とする。
 （令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例）
第十八条 第十二条第一項第二号イの規定による令和二年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、「の交付前年度」と、「当該交付前年度に」とあるのは、「の令和二年八月三十一日」とする。
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二一年一二月一一日農林水産省令第六四号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二一年一二月一一日農林水産省令第四三号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二一年一二月一一日農林水産省令第六六号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年三月三〇日農林水産省令第六六号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年七月三日農林水産省令第六一號）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一九年九月三十日）**
 この省令は、「の平成二十九年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは、「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは、「平成二十九年九月三十日」とする。
 （施行期日）
 第二条 この省令による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項の交付金から適用し、平成二十七年度の予算積太洋バートナーシップ協定による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十三条第一項第一号の規定によりした平成二十年産の秋期には積する麦に係る積立てを行う旨の申出は、新規則第十三条第一項第一号の規定によりした

（施行期日）
第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十二月十五日）から施行する。
附 則 **（平成二二年六月三〇日農林水産省令第三九号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二三年四月一一日農林水産省令第二一號）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二三年六月二一四日農林水産省令第三九号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二四年五月一九日農林水産省令第三九号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二五年四月三〇日農林水産省令第二七号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二六年三月三一日農林水産省令第二七号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二七年二月一九日農林水産省令第八号）**
 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
 （施行期日）
第一条 この省令による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（次条において「新規則」といふ。）第十三条の規定は、平成三十年産の対象農産物（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定

の交付金の交付に関する法律第一項第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、平成二十七年度の予算積太洋バートナーシップ協定による改正前の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十三条第一項第一号の交付金から適用し、平成二十六年度には積する麦に係る積立てを行う旨の申出は、新規則第十三条第一項第一号の規定によりした

（施行期日）
第一条 この省令による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条の改正規定及び附則第一項中「環太平洋バートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋バートナーシップ協定」とする。
附 則 **（平成二九年七月三一日農林水産省令第四七号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成二九年七月三一日農林水産省令第一七号）**
 この省令は、公布の日から施行する。
 （施行期日）
第一条 この省令による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、平成三十年産の対象農産物（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定

の交付金の交付に関する法律第一項第一項に規定する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（次条において「新規則」といふ。）第十三条の規定は、平成二十年産の対象農産物（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定

する対象農産物をいう。以下同じ。)に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、平成二十一年産の対象農産物に係る同項の交付金については、なお従前の例による。

附 則

(平成三十一年六月二十五日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成三十一年七月二三日農林水産省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成三十一年七月二七日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月二七日農林水産省令第一〇号)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年七月一〇日農林水産省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一一日農林水産省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年三月三一日農林水産省令第二八号)

（施行期日）
1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。)に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、令和三年産の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物を係る同項の交付金については、な

お従前の例による。
対象農産物に係る同項の交付金については、な

別記様式(第14条関係)

別記様式(第14条関係)	
(平成三十一年六月二十五日農林水産省令第三七号)	
別記様式(第14条関係)	
(平成三十一年七月二三日農林水産省令第四九号)	
別記様式(第14条関係)	
(平成三十一年七月二七日農林水産省令第五〇号)	
別記様式(第14条関係)	
(令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)	
別記様式(第14条関係)	
(令和元年七月二七日農林水産省令第一〇号)	
別記様式(第14条関係)	
(令和二年七月一〇日農林水産省令第五一号)	
別記様式(第14条関係)	
(令和二年一二月一一日農林水産省令第八三号)	
別記様式(第14条関係)	
(令和四年三月三一日農林水産省令第二八号)	
別記様式(第14条関係)	
(施行期日)	
1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。	